

答申 第 1 号

鎌情・個審査第 4号
平成18年10月 6日

鎌倉市長 石渡 徳一 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会長 若杉 明

平成17年10月13日付け鎌公園第703号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「平成17年8月8日使用の公園内行為許可申請（ラッコ公園に関して）に係る書類一式」（以下「本件文書」という。）についての公開請求に対して、鎌倉市長が平成17年8月12日に行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市長が平成17年8月12日付けで異議申立人に対して行った行政文書一部公開決定処分を取り消す、との決定を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の概略は、次のとおりである。

ア 担当者の印影の非公開に対して

担当者の印影の公開・非公開の是非については、平成13年9月14日付け、鎌倉市公文書公開審査会答申第34号において、「本件文書に記載された届出者、煙火打上げ責任者、主催者及び印影は、いずれも個人情報であるが、個人の私生活に関わる情報というよりは、むしろ事業活動上の情報といえるものであり、これらの情報を公開したとしても、直ちに、個人の権利・利益に深刻な影響を与えるとは考えられない。」「印影については、これが公開されると偽造悪用されるという懸念もないわけではないが、責任者等を確認する資料として一定の意味が認められる以上、一般的・抽象的な偽造悪用のおそれを理由に当該印影の公開を拒否すべきではないと考える。」という考えが出され、その後、平成13年9月25日に、答申どおりに決定され公開されている。

また、本件文書を確認しても、法人の代表者が会社業務として押印したものであるため、鎌倉市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第2号に該当する法人の事業活動に関する情報であり、個人に関する情報ではない。

したがって、処分庁の非公開処分は、法的にも鎌倉市公文書公開審査会の答申にも基づいていないものであり、担当者の自己保身の欲求に基づくものであるから、地方公務員法第30条サービスの根本基準に違反するのみならず、刑法第193条公務員職権濫用罪に当たる。

イ 携帯電話番号の非公開について

携帯電話番号の公開・非公開の是非については、同様の内容を争った、鎌倉市の上級庁である神奈川県では、神奈川県情報公開審査会の平成17年8月10日付け答申第280号において、「(エ) 特定の法人の代表者の携帯電

話番号は、法人の代表者としての職務を果たすために使用されるものと解されることから、法人等に関する情報であると認められる。」という答申が出され、答申どおりに決定されている。

本件文書を確認しても、法人の代表者が、会社業務として、法人の代表者としての職務を果たすために使用する携帯電話番号であるので、条例第6条第2号に該当する法人の事業活動に関する情報であり、個人に関する情報ではない。

したがって、処分庁の非公開処分は、法的にも鎌倉市の上級庁である神奈川県情報公開審査会の答申にも基づいていないものであり、また、担当者の自己保身の欲求に基づくものであるから、地方公務員法第30条サービスの根本基準に違反するのみならず、刑法第193条公務員職権濫用罪に当たる。

3 実施機関の説明の要旨

公園緑地課（現公園海浜課）では、公園内でのテレビの撮影に関しては、鎌倉市都市公園条例第4条に基づき、公園内行為許可申請書及び添付書類により審査を行ったうえで、公園内行為許可書を発行している。

提出された申請書にある記入項目のうち、印影及び携帯電話番号は、条例第6条に掲げる非公開情報に該当するため、非公開とした。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人からの「異議申立て理由書」の主張、また、実施機関の主張を聴取し、審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件文書について

本件文書は、「平成17年8月8日使用の公園内行為許可申請（ラッコ公園に関して）に係る書類一式」である。

異議申立人は、この書類のうち、「公園内行為許可申請書」に記入された担当者の印影及び携帯電話番号が非公開とされていることは不当であり、公開すべきであると訴えているので、このことについて検討する。

ア 条例第6条該当性について

条例第6条は、公開請求のあった行政文書について、実施機関が請求者に対して公開義務があることを原則としている。しかし、実施機関が保有している行政文書の中には、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報、行政の公正又は円滑な執行を著しく困難にするおそれのある情報、法令の規定により公開を禁じている情報などがあるため、実施機関として請求者に対しても公開できないこれらの非公開情報の範囲を定め、同条各号に掲げている。

条例第6条第1号は、非公開情報として個人に関する情報を掲げた上で、同号イにおいて、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報については、公益上の観点から、例外的に公開することと規定している。

また、条例第6条第2号は、法人その他の団体に関する情報（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又はイ 実施機関の要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを非公開情報として掲げた上で、同号ただし書において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報については、公益上の観点から、例外的に公開することと規定している。

本件印影及び携帯電話番号については、いずれも申請人が法人の代表者であると認定できるだけのものが資料である本件文書からは認められず、非公開である個人に関する情報に該当する。仮に法人等に関する情報であったとしても、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、いずれの場合も、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、積極的に公開することが必要であるとは認められない。

イ 鎌倉市公文書公開審査会答申第34号（平成13年9月14日付、鎌公審査第14号）との関連性の検討

異議申立人が引用する「鎌倉市公文書公開審査会答申第34号（平成13年9月14日付、鎌公審査第14号）」における審議では、煙火打上げ届書に記載された届出者、煙火打上げ責任者、主催者及び印影について、当時の鎌倉市公文書公開条例第6条第1項第1号ただし書ウに規定する「法令の規定により行われた許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」に該当するか否かを判断するに際し、これらの情報は、いずれも個人情報であるが、個人の私生活にかかわる情報というよりは、むしろ事業活動上の情報といえるものであり、これらの情報を公開したとしても、直ちに個人の権利・利益に深刻な影響を与えるものとは考えられないこと、煙火打上げという事業内容からみて、当該事業活動の責任の所在を明らかにすることには、平穩・安全な市民生活を確保するという観点から、一定の公益性が認められ

ること、また、印影については、これが公開されると偽造悪用されるという懸念もない訳ではないが、責任者等を確認する資料として一定の意味が認められる以上、一般的・抽象的な偽造悪用のおそれを理由に当該印影の公開を拒否すべきではないと考えられるから、公開が妥当であると判断したのである。また、携帯電話番号については、これが個人の所有物であることを顧慮するならば、これを公開することにより個人の私生活に影響を与え、そのプライバシーを損なうおそれが生ずることを否定できないし、あえて電話番号の公開がなされなくても、上記の情報を公開することによってその事業活動の責任の所在は明らかになるものと考えられる故に、これを個人に関する情報に該当すると判断して非公開とすることが妥当であるとしたのである。

結局、鎌倉市公文書公開審査会答申第34号においては、本件と同じように印影及び携帯電話番号の公開の是非が審議されたが、同答申では、市民生活に少なからぬ影響を与える情報が含まれており、市民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を守るなど公益上の観点から公開すべき積極的理由があると認められる情報については、必要な範囲で、公開することが妥当としたものであり、確かに印影については公開が妥当であると判断したが、このような事情とは状況が異なる本件の場合に、同答申をそのまま引用するのは適当でない。

ウ 神奈川県情報公開審査会答申第280号との関連性の検討

異議申立人は、携帯電話番号の公開・非公開の是非について同様の内容を争ったとする神奈川県情報公開審査会の平成17年8月10日付け答申第280号を引用し、鎌倉市はその答申の内容に拘束されると主張するが、これは異議申立人独自の解釈に過ぎない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
17. 10. 13	諮問 (諮問第48号)
11. 8	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
11. 14	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
18. 1. 19	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
3. 10	異議申立人から審査会において意見陳述をしない旨の通知
3. 22	第116回審査会 実施機関から行政文書一部公開決定理由説明の聴取
4. 20	審議 (第1回審査会) (通算第117回)
5. 17	審議 (第2回審査会) (通算第118回)
6. 29	審議 (第3回審査会) (通算第119回)
10. 6	答申